

## 御代田町の 特産品を募集します

町は、「御代田町特産品認定事業」を実施しています。この事業は、特産品の認定とその広報と販売に助力をし、町の産業振興を目的としています。

認定された品物には「御代田町特産品認定第〇〇号」の表示ができます。

### 認定基準

町のイメージにふさわしく、品質に優れ、食品衛生法および関係法令に違反していない物品

### 認定有効期間

認定の日から3年間

### 審査手数料

(新規) 1品 1,000円  
(更新) 1品 500円

### 申込締め切り

1月31日(月)

※認定申請書は、産業経済課 商工観光係に用意してあります。

### 申し込み・問い合わせ先

産業経済課商工観光係  
(32) 3113

## 狩猟免許取得者を支援します

町では、新規に狩猟免許を取得される方に対して、要した費用の一部を補助しています。

対象者、補助金額等は次のとおりです。

### 対象者

(次の条件を全て満たす方)  
・町内に居住し、住所を有する方

・町税等に滞納のない方  
・狩猟免許取得試験に合格した方  
・御代田町猟友会員として、有害鳥獣の捕獲活動に参加いただける方

### 予備自衛官補

### 資格

(一般) 18歳以上34歳未満  
(技能) 18歳以上で保有する免許に応じて53～55歳未満

### 採用試験

1月上旬～4月上旬

### 自衛官候補生

資格

18歳以上33歳未満の男子

### 対象となる経費

・試験手数料  
・講習受講料およびテキスト代  
・診断書手数料

### 補助金額

・狩猟免許取得に要した費用の1/2の金額  
(上限6,000円)

狩猟免許取得をお考えの方は是非ご利用ください。

※申請等の説明がありますので、事前に産業経済課耕地林務係までご連絡をお願いします。

### 問い合わせ先

産業経済課耕地林務係  
(32) 3113

## 令和4年自衛官等を募集(春季)

### 予備自衛官補

### 資格

(一般) 18歳以上34歳未満  
(技能) 18歳以上で保有する免許に応じて53～55歳未満

### 採用試験

1月上旬～4月上旬

4月中旬頃の指定する1日

### 自衛官候補生

資格

18歳以上33歳未満の男子

## こんにちはは農業委員会です

問い合わせ先 農業委員会事務局 (32) 3113

### 農地の貸借には必ず手続が必要です

例年、冬の間多くの農地の貸借契約が交わされますが、農地の貸借をする場合には、農地法等の規定に基づく手続が必要となります。今回は、農地を貸借するために必要な手続を紹介するので、貸借する前に貸し手と借り手期間や賃借料などの条件を調整し、手続をしてください。なお、制度により対象となる農地や借り手の条件が異なるため、詳細についてはお問い合わせください。

#### ①農地法に基づく貸借

農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定により、農業委員会の許可を取得することで貸借が成立します。

#### ②農地利用集積計画の決定による貸借

貸し手または借り手から提出された所定の様式を基に、町が貸借の計画(農地利用集積計画)を策定し、農業委員会の承認を経て、計画が公告されることで貸借が成立します。

③農地中間管理事業による貸借  
農地中間管理機構(長野県農業開発公社)を介して農地の貸借契約をする制度です。所有者が機構に農地を貸付けた後、機構と借り手の間で貸借契約がされます。借り手については制限がありますが、機構が間に入ることで賃借料や終期の管理が確実になされます。

認定農業者等が農業振興地域内で、新規に3年以上の期間で農地利用集積計画の決定または農地中間管理事業によって借り受けるなど、所定の条件を満たす場合には補助金(御代田町農地利用促進事業補助金)の交付対象となる場合があります。

これらの手続をされずに農地の貸借をすると罰金などに処されたり、当事者同士でのトラブルに発展したり、賃借が条件となる補助制度や、相続などの税制の特例が受けられないことがあります。

掲載している行事などは、新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止・延期する可能性があります。

## 未登記家屋の取り壊し・所有者変更について

法務局の不動産登記簿に記載されていない家屋(未登記家屋)の取り壊しや相続、売買等による所有権移転があった場合には、町に届出が必要となります。届出がない場合は、毎年1月1日時点の所有者に固定資産税・都市計画税が課税されます。

### 未登記家屋の取り壊し

家屋取壊届を税務課資産税係に提出してください。

### 添付書類

取り壊しを証明する書類(領収書等)の添付、または取り壊し業者の証明。

### 未登記家屋の所有者変更

家屋課税台帳名義人変更願を税務課資産税係に提出してください。

### 添付書類

#### 相続の場合

・遺産分割協議書の写し  
※添付できない場合は、次の書類を添えてください。  
戸籍謄本、改製原戸籍、除籍謄本等の被相続人と相続人の関係が分かるものと遺産分割協議証明書、相続人全員の印鑑証明(申請より3カ月以内のもの)。

#### 売買の場合

・売買契約書の写し  
※添付できない場合は、次の書類を添えてください。  
新旧所有者の印鑑登録証明(申請より3カ月以内のもの)。

#### 贈与の場合

・贈与証書の写し  
※添付できない場合は、次の書類を添えてください。  
新旧所有者の印鑑登録証明(申請より3カ月以内のもの)。

### 問い合わせ先

税務課資産税係  
(32) 3126

## 税務署からの重要なお知らせ

# 【もっと身近に もっと便利に スマホで申告!】

確定申告には、ご自宅からスマホやタブレットでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へスマホでアクセスすると、見やすいスマホ専用画面をご用意しております。

多くの方が来場される確定申告会場に向くことなく、マイナンバーカード読取対応のスマホを利用して、ご自宅でスマホ申告することができます。

### こんなあなたはスマホ申告!

- ★ 年末調整済で医療費控除やふるさと納税などの寄附金控除の申告をする方
- ★ 年末調整が済んでいない方
- ★ 2カ所以上の給与所得がある方
- ★ 年金収入や副業等の雑所得がある方
- ★ 株式等の譲渡(特定口座をお持ちの方)



### もっと便利に!

- ★ 給与所得の源泉徴収票をスマホのカメラ機能で読み取ると、記載内容が入力画面へ自動反映されます!



◀ 動画で見ると確定申告



◀ 確定申告書等作成コーナー

問い合わせ先 佐久税務署 0267(67)3460